

「2020年合格目標 LEC 澤井道場 直前MAX800本」から
第52回社労士試験【択一式】徴収法（雇用）問8 - A肢の出題が論点的中しました！！



LEC教材掲載内容（抜粋）

[RL20184 p. 88・p. 89 問32]

〔問 032〕

7月1日に労働保険に係る保険関係が成立した継続事業（当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているものを除く。）について、その納付すべき概算保険料が40万円以上である場合、事業主は、概算保険料申告書の提出の際に、延納申請をすることにより、当該保険料を8月23日までと、同年の1月31日までとの2回に分割して納付することができる。

解答 × 1回目は「8月20日」（保険関係成立日の翌日から起算して50日目）までと、2回目は翌年1月31日までとの2回に分けて納付することができる。

的中!

本試験出題はこうでした！

第52回 社労士試験 問題
〔択一式〕 労働保険徴収法 【雇用問8 - A】

A 概算保険料について延納できる要件を満たす継続事業の事業主が、7月1日に保険関係が成立した事業について保険料の延納を希望する場合、2回に分けて納付することができ、最初の期分の納付期限は8月20日となる。

解答 → ○